

△最高高さ

27.612

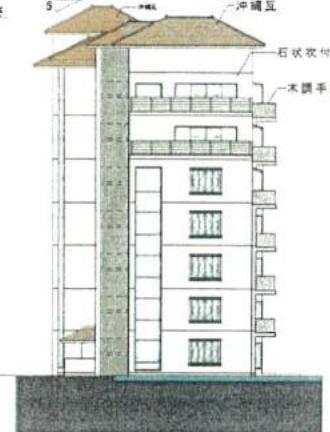
△最高高さ  
5 10  
沖縄瓦



△最高高さ

27.612

△最高高さ  
5 10  
沖縄瓦  
石状吹付  
木調手摺



東側立面図

△最高高さ

27.612

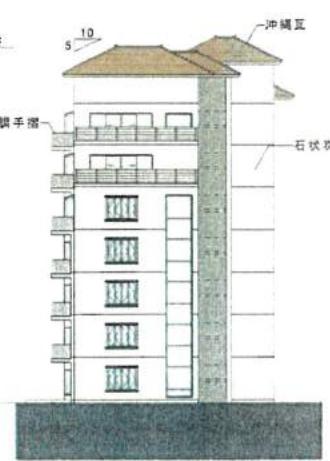
△最高高さ  
5 10  
沖縄瓦  
石状吹付



△最高高さ

27.612

△最高高さ  
5 10  
沖縄瓦  
木調手摺  
石状吹付

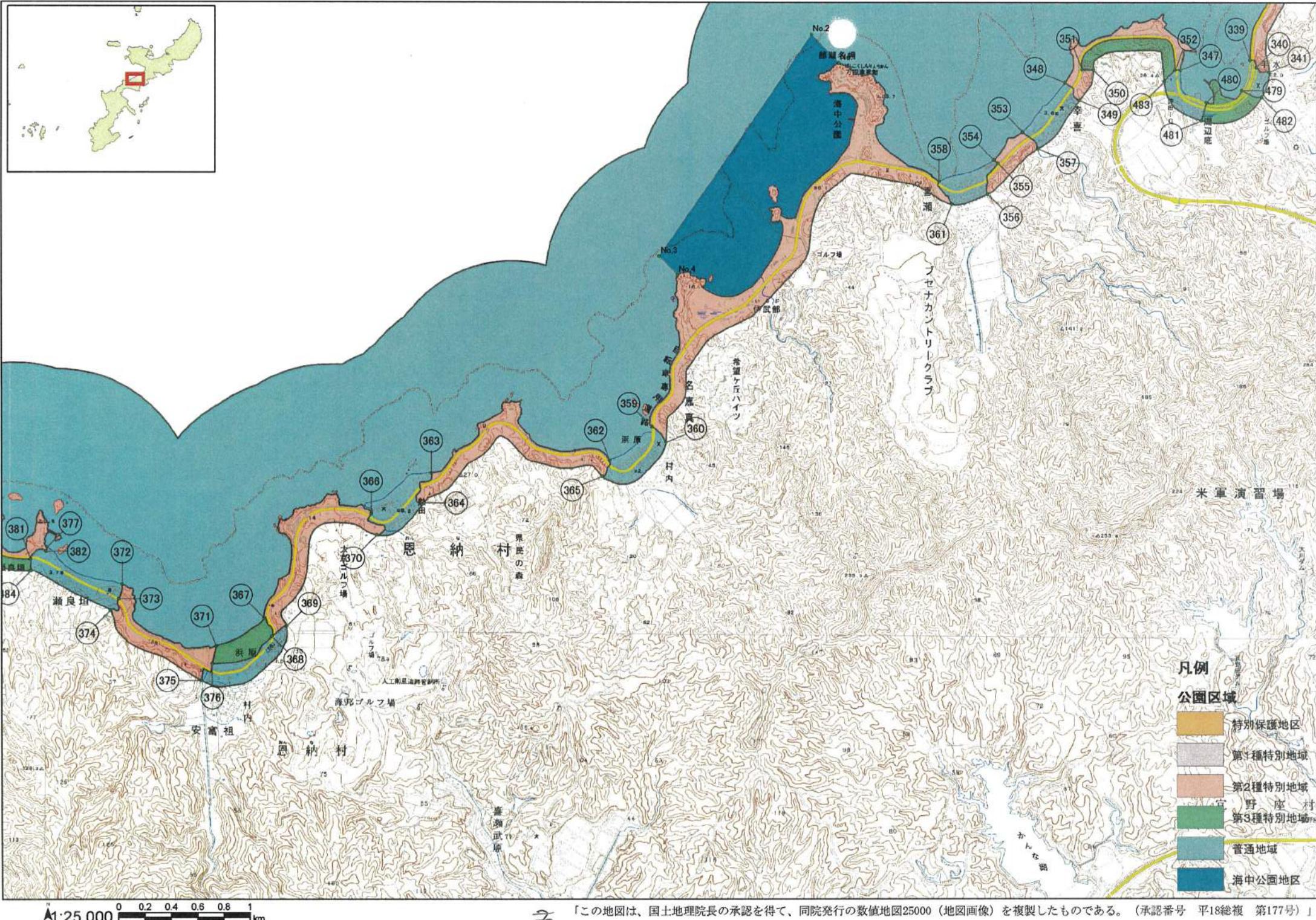


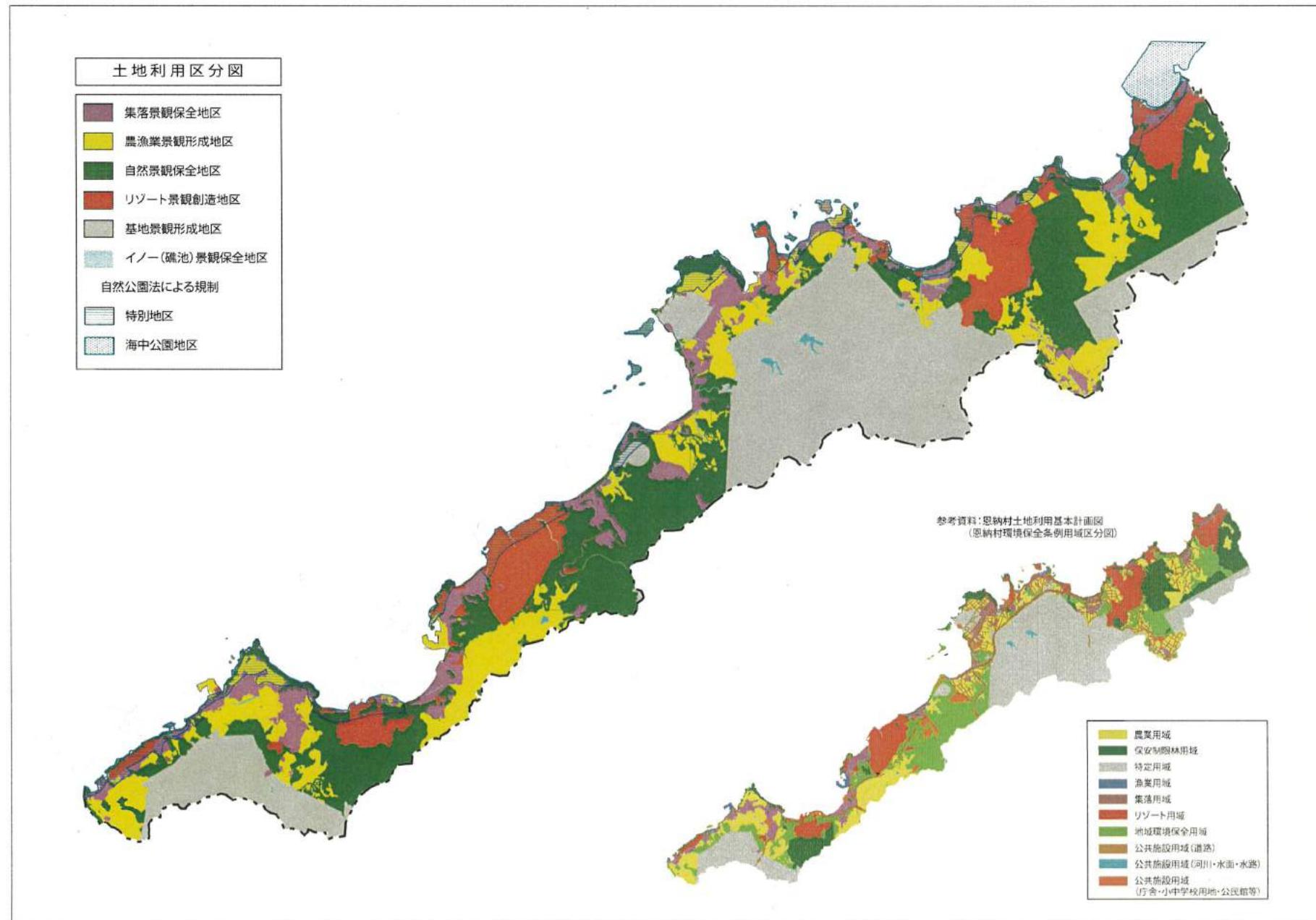
西側立面図

南側立面図

株式会社アーキテクターズアソシエイツ	松原八郎建築設計事務所	琉球フェスティン沖縄ホテル新棟工事	1
... . . . .	... . . . .	... . . . .	... . . . .
... . . . .	... . . . .	... . . . .	... . . . .
... . . . .	... . . . .	... . . . .	... . . . .
... . . . .	... . . . .	... . . . .	... . . . .







ログイン

平面

+

-

▲

▼

画像 ©2017 Google 地図データ ©2017 Google ZENRIN 利用規約 フィードバックの送信 50 m

甲第 20 号 証

いんぶビーチ  
閉鎖

ローズ恩納  
インブーチ前店 ウィークエンド

オーシャンビュー  
イン希望ヶ丘

プリンスプロレーンズ  
ハラッソ

ベンション沖縄

宇一ウエストクラブ

にらか恩納



## 13 環境省 特区第13次・地域再生第6次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園法第2種特別地域での建築行為の緩和	都道府県コード	38 愛媛県
提案主体名	株式会社 技建サービス	提案事項管理番号	1017010

規制の所管・関係省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第9条、第13条 自然公園法施行令第1条 及び 自然公園法施行規則第11条等

## 制度の現状

自然公園法第13条に、国立公園の特別地域内において、「工作物の新築、増改築」、「土地の形状変更」など各種行為を禁止し、環境大臣の許可を得た場合のみ出来ることとしている。

また、適用除外として、公園事業の執行として行う行為があるが、この場合は、同法第9条第3項の環境大臣の認可を要する。

公園事業の場合は、「公園事業取扱要領の（執行の認可又は同意の基準）」及び管理計画の「公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項」に基づき、保護・利用上の効果、保護・利用上に支障がないことなどの審査をする。

なお、分譲ホテルについては、施行規則第11条4項に法第13条第3項第1号等に係る場合の基準が定められており、一般の不特定多数の公園利用者の利用に供する宿舎事業には該当しない。

甲  
21

## 求める措置の具体的な内容

本事業計画地の一つである中島大串地区は国立公園の第2種特別地域にある。

公園内宿舎事業でホテルユースする目的で出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設と、又福祉高齢者のライフサイクルでの受け皿となる高齢者専用賃貸住宅（診療室付）の建設が可能となる様に建築行為の緩和をお願いするものです。

## 具体的事業の実施内容・提案理由

今回応募提案する事業の内容は、これまでの松山市の観光推進政策に加え新しく広域合併された松山市・旧北条市・旧中島町の①松山五明地区・②北条大浦地区・③中島大串地区の3地域に、郊外型の地域の観光・レクリエーション事業の振興と農漁村地域の集落での地産地消の受け皿であり、中心サービス施設となる（仮）観光・コンドミニアムホテル・サービスと老人福祉介護の特定高専賃住宅をライフ・サイクル・システムにのせて開発するものです。

3地域を結ぶ周辺にある道後温泉・奥道後温泉を中心に権現温泉の再整備を行い「温泉のトライアングル」を創出し、海上では既設のルートに加え、堀江港・北条大浦港・中島長師港を結ぶ「海のトライアングル」として新しいネットワークを構成するものです。

3地域の計画地の内、中島大串地区のみ瀬戸内海国立公園の第2種特別地域にあり、建築行為の制限があります。

計画地（第2種特別地域）の周辺には近接して普通地域も指定されているため、普通地域の許可基準に準じた建築制限への緩和と出資者が区分所有出来るコンドミニアムホテルの建設事業等が可能となる様にお願いするものです。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	一
当該地は、瀬戸内海の多島海景観と一体となった良好な自然環境の保全の観点から第2種特別地域に指定されており、これらの保全の観点から規制の緩和は出来ないと考えている。  なお、公園事業施設は、不特定多数の利用者が公平に利用できることが求められることから、利用者が限定される区分所有方のホテルは自然公園法の宿舎事業には該当しない。また、高齢者専用賃貸住宅についても同様に宿舎事業には該当しない。				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。			
提案主体からの意見	問い合わせ① 検討要請回答の「制度の現状」並びに「提案に対する回答」で御提示頂いています様に、本施設は自然公園法第13条3項1号に該当する建物(工作物を新築)を同法施行規則11条4項の許可基準に定める範囲内の施設を建設するものです。第2種特別地域内での分譲ホテル(別紙コンドミニアムホテル)並びに集合住宅の許可を得られるかどうか?再度お伺いするものです。  問い合わせ②自然公園法の適用除外としての国立公園事業の執行と言う行為について公園内宿舎事業(自然公園法第9条3項)で別紙コンドミニアムホテル(不特定多数の人々が利用)の計画について環境大臣の許可を得られるかどうか?お伺いするものです。  別紙補足資料			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III
問い合わせ①  自然公園法の目的は風景地の保護を図ることであり、このため第2種特別地域内での分譲ホテル(別紙コンドミニアムホテル)及び集合住宅の新築許可に当たっては、個々に環境大臣の許可を必要としている。なお、許可の可否に当たっては、施設の意匠、規模・構造及び場所等、当該工作物の詳細が記された書類をご提出いただき、展望地や航路などの利用拠点等からの見え方や周辺の風致景観との調和(同法施行規則第11条第4項(許可基準)等への適合)等を、総合的に判断して行うこととなっている。ご提案は自然公園法の制度の問題というより、むしろ、個別具体的な開発許可に係るご質問と考えされることから、環境省の地方支分部局である地方環境事務所に具体的にご相談されたい。  問い合わせ②  宿舎事業は、当該地域の公園利用の確保の観点から、公園計画に基づき、①必要最小限の規模 ②不特定多数の公平な利用の確保 ③安定的な利用の提供等の要件に適合する施設について、自然公園法第9条第3項に基づき環境大臣の認可を受けて執行できることとなっており、自然公園法の運用除外となっているものではない。なお、別紙により提示されたコンドミニアム方式によるホテルは、「②不特定多数の公平な利用の確保」への担保が不明であり、宿舎事業(公園事業)には該当ないと考えられる。なお、本件のような個別開発案件については、環境省の地方支分部局である地方環境事務所が具体的ご相談を受けつけているので申し添える。				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請
--------

提案主体からの再意見

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

[別 添]

国立公園事業取扱要領

平成 23 年 11 月 30 日 環自国発第 111130004 号  
各地方環境事務所長等宛 環境省自然環境局長通知

目 次

- 第 1 節 総論（第 1 ～ 第 5）
- 第 2 節 執行の協議又は認可（第 6 ～ 第 10）
- 第 3 節 内容の変更の協議又は認可（第 11 ～ 第 15）
- 第 4 節 認可の条件（第 16）
- 第 5 節 改善命令（第 17 ・ 第 18）
- 第 6 節 承継の協議又は承認（第 19 ～ 第 23）
- 第 7 節 休廃止の届出（第 24 ・ 第 25）
- 第 8 節 失効、取消し等（第 26 ～ 第 28）
- 第 9 節 原状回復命令等（第 29 ～ 第 31）
- 第 10 節 報告徴収及び立入検査（第 32）
- 第 11 節 国の機関の執行する国立公園事業（第 33）
- 第 12 節 違反行為（第 34 ～ 第 35）
- 第 13 節 書類の交付（第 36）
- 第 14 節 令附則の法定受託事務に係る事項（第 37 ～ 第 38）

第 1 節 総論

(通則)

第 1

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づく国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(国立公園事業に関する申請内容等に対する指導)

第 2

国立公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国立公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下、「申請書等」と言う。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 32 条から第 36 条までの規定に留意する。

(国立公園事業に関する申請書等の審査等)

第 3

1. 地方環境事務所長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は

届出者から国立公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることとする。

2. 地方環境事務所長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日。）から起算して原則として一月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、申請に対する処分又は協議が規則第 20 条に定める地方環境事務所長に委任された権限によるものである場合は、速やかに行政手続法第 7 条の規定によって、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとし、これ以外の場合にあっては、認可等の拒否又は協議への異議が適当である旨の意見を付して、自然環境局国立公園課長に進達することとする。

3. 本省においては、第 4 により、各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長から進達を受けた日から起算して原則として一月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

#### （申請書等に係る事務処理（決裁、送付又は進達）方法）

##### 第 4

1. 自然保護官事務所（広島事務所及び福岡事務所を含む。以下同じ。）における申請又は協議（以下、「申請等」という。）の処理及び決裁文書の送付は、次に掲げるとおり行うものとする。
  - (1) 申請等の内容が地方環境事務所文書管理規則（平成 17 年 10 月 1 日環境政第 051001007 号。以下「文書管理規則」という。）により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長を除く。）の専決事項に属するものである場合にあっては、当該自然環境事務所長に決裁文書を送付する。
  - (2) (1) 以外の場合にあっては、申請等に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあっては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。）に決裁文書を送付する。
2. 自然環境事務所（釧路、長野及び那覇自然環境事務所を除く。）における申請等の処理及び決裁文書の送付は、次に掲げるとおり行うものとする。
  - (1) 申請等の内容が文書管理規則により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長を除く。）の専決事項に属するものである場合にあっては、自ら処分する。
  - (2) (1) 以外の場合にあっては、申請等に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあっては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。）に決裁文書を送付する。
3. 自然環境事務所（釧路、長野及び那覇自然環境事務所に限る。）における申請等の処理及び進達は、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 申請等の内容が文書管理規則により定められた自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長に限る。）の専決事項に属するものである場合にあっては、自然環境事務所長（釧路、長野及び那覇自然環境事務所長に限る。）が自ら処分する。
- (2) (1)以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。
4. 地方環境事務所における事務の処理及び決裁文書の進達は、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1) 申請等の内容が規則第20条に定められた権限に属するものである場合にあっては、地方環境事務所長が自ら処分する。
- (2) (1)以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。

(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

#### 第5

1. 国及び公共団体以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。
2. 公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

#### 第2節 執行の協議又は認可

(執行の協議又は認可の申請書等の様式)

#### 第6

法第10条第4項の申請書等は、様式第1によるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の記載事項)

#### 第7

第6の申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」について別に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、運輸施設にあっては、(2)、(4)及び(6)を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあっては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

(執行の協議又は認可の申請書等の添付書類)

第8

1. 規則第2条第3項第7号の「その他公園施設を適切に管理又は経営することができると証する書類」は、以下に掲げる書類とする。
  - (1) 法人にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
  - (2) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
2. 規則第2条第3項第9号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第9

第6の申請書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づく国立公園に関する公園計画（以下「国立公園計画」という。）、法第9条第1項に基づく国立公園事業の決定、国立公園管理計画（「国立公園管理計画作成要領について」昭和55年7月21日付け環自保第331号自然保護局長通知に基づき定められたものをいう。）及び「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知）との整合性
- (2) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
- (4) 国立公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (5) 国立公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
- (6) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (7) その他第10の審査基準への適合の判断に必要な事項

(執行の協議又は認可の審査基準)

第10

1. 法第10条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
  - (2) 国立公園管理計画の規定に適合すること。
  - (3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。

- (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - (7) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
  - (8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - (9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - (11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保護官事務所において備付けその他の適當な方法により公表するものとする。

### 第 3 節 内容の変更の協議又は認可

（内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式）

#### 第 11

規則第 4 条第 1 項の申請書等は、様式第 2 によるものとする。

（内容の変更の協議又は認可を要しない事項）

#### 第 12

国立公園事業の内容の変更のうち、次に掲げる行為については、協議又は認可を受けることを要しない。

1. 建築物の内部の構造の変更であって、軽易なもの
2. 国立公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあっては、規則第 12 条各号に掲げる行為に該当するもの
3. 特別保護地区内にあっては、第 13 条各号に掲げる行為に該当するもの
4. 海域公園地区内にあっては、第 13 条の 3 各号に掲げる行為に該当するもの

（内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項）

#### 第 13

第 11 の申請書等については、第 9 各号に掲げる事項について審査するものとする。

（内容の変更の協議又は認可の基準）

#### 第 14

1. 法第 10 条第 6 項に基づく協議又は認可は、第 10 の 1 に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保护官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)

第15

規則第5条の届出書は、様式第3によるものとする。

第4節 認可の条件

(認可の条件)

第16

1. 法第10条第10項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第14条第3項第2号の規定に基づく認可の取消し又は法第83条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。ただし、安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。
2. 法第10条第2項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、国立公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めるこことし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。
3. 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第4によるものとする。

第5節 改善命令

(改善命令)

第17

1. 法第11条の規定に基づく国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行に関する改善命令は、国立公園事業の適正な執行の確保の観点から、国立公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとする。
2. 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

(改善命令に関する報告)

第18

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国立公園事業の

執行内容が第 17 の 1 に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第 5 により自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

#### 第 6 節 承継の協議又は承認

(承継の協議又は承認申請書等の様式)

##### 第 19

1. 規則第 6 条第 1 項の申請書等は、様式第 6 によるものとする。
2. 規則第 6 条第 3 項の申請書等は、様式第 7 によるものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

##### 第 20

第 19 の 1 の申請書等については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 承継により生じる国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第 21 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

##### 第 21

1. 法第 12 条第 1 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 国立公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に国立公園事業の全部が承継されていること。
  - (2) 申請者等が、当該申請等にかかる国立公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
  - (3) 申請者等が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保护官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

##### 第 22

第 19 の 2 の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (3) その他第 23 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(相続による承継の承認の審査基準)

第 23

1. 法第 12 条第 2 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 国立公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国立公園事業の全部が承継されていること。
  - (2) 相続人が二人以上ある場合にあっては、申請にかかる国立公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
  - (3) 申請者が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所、自然環境事務所及び自然保护官事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第 7 節 休廃止の届出

(休廃止の届出書の様式)

第 24

規則第 6 条の届出書は、様式第 8 によるものとする。

(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

第 25

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第 24 の届出があった場合には、第 29 の 1 各号への適合を調査し、法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を様式第 9 により、速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

第 8 節 失効、取消し等

(執行の認可の失効の届出書の様式)

第 26

規則第 8 条の届出書は、様式第 10 による。

(執行の認可の失効の報告)

第 27

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第 26 の届出書が提出された場合又は法第 14 条第 1 項の規定により法第

10条第3項の認可の失効が確認された場合であって、国立公園事業者自らが第26の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、第29の1各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第11により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

(国立公園事業の認可の取消しの手続)

第28

1. 各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、法第14条第3項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第29の1各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第12により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。
2. 法第14条第3項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第15条から第28条の規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第9節 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たっての手続)

第29

1. 法第15条第1項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。
  - (1) 当該公園施設が国立公園事業の執行のための施設であること。
  - (2) 当該公園施設に関する国立公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに法第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を受けて、国立公園事業の用に供するものではないこと。
  - (3) 当該公園施設が規則第11条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
  - (4) 当該国立公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。
2. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続法第29条から第31条の規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
3. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行に当たっての手続)

第30

1. 法第15条第1項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場

合であつて、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律43号）第2条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する（以下「行政代執行」という。）こととする。

2. 行政代執行に当たっては、同法第3条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも一月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

#### （簡易代執行に当たっての手続）

##### 第31

1. 第29の1（1）から（4）に該当する場合であつて、過失がなくて原状回復等を命ぜべき者を確知することができないときは、法第15条第2項の規定に基づき、原状回復等を行う（以下「簡易代執行」という。）こととする。
2. 法第15条第2項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも一月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
3. 環境大臣は、法第15条第2項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
4. 当該職員又は作業員は、立入検査に際して、同条第3項に定める身分を示す証明書とともに3の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### 第10節 報告徴収及び立入検査

##### （職員による報告徴収及び立入検査）

##### 第32

1. 環境大臣又は地方環境事務所長は、法第17条第1項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
2. 当該職員は、立入検査に際して、同条第2項に定める身分を示す証明書とともに1の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### 第11節 国の機関の執行する国立公園事業

##### （国の機関の執行する国立公園事業の取扱）

##### 第33

法第10条第1項の規定に基づき環境大臣以外の国の機関が執行する国立公園事業について、法第10条第2項の規定に基づき執行する公共団体の国立公園事業について、

法、令、規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。

## 第 12 節 違反行為 (違反行為の防止方法)

### 第 34

地方環境事務所長は、次に掲げる方法により国立公園事業の執行に関する自然公園法の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- (1) 国立公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
- (4) 法第 10 条第 10 項の規定に基づき付された条件を確実に履行するよう指導すること。

### (違反行為に対する措置)

### 第 35

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為が環境大臣の処分に係る行為の場合、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 13 により自然環境局長に報告すること。なお、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (2) 当該違反行為が規則第 20 条に定める地方環境事務所長の権限に係る行為の場合は、自ら処分すること。この場合、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、様式第 13 により速やかに北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (3) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。

## 第 13 節 書類の交付 (不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)

### 第 36

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

- (1) 法第 10 条第 2 項の規定に基づく執行の協議への異議
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定に基づく執行の不認可

- (3) 法第 10 条第 6 項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 法第 11 条の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- (6) 法第 14 条第 3 項の規定に基づく執行認可の取消し
- (7) 法第 15 条の規定に基づく原状回復等の命令

第 14 節 令附則の法定受託事務に係る事項  
(都道府県から送付された認可申請書の審査等)

第 37

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、都道府県知事から令附則第 6 項の規定による都道府県知事の経由に係る申請書の送付を受けたときは、申請書の送付を受けた日から起算して一月以内に、本要領で定める事項について審査し、処理するものとする。

(指令書等の写しの交付)

第 38

各地方環境事務所長並びに釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、令附則第 6 項の規定による都道府県知事の経由に係る申請書について処分がされた場合には、当該処分に係る回答書又は指令書の写しを当該都道府県知事に送付するものとする。

附則

この取扱要領は、平成 23 年 11 月 30 日から実施する。

平成 28 年 12 月 1 日

希望ヶ丘住民の皆様

株式会社ユーズリゾート沖縄

前田・國場 建設工事共同企業体

## (仮称)沖縄伊武部ビーチホテル計画 建設工事のご説明会について

拝啓 師走の候、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業は、平成 21 年 2 月 19 日に希望ヶ丘住民の皆様への説明会を開催し、工事着工しましたが、土木造成工事中盤で中断しました。平成 29 年 1 月より防災を中心とした整地工事を再開することとなりましたので希望ヶ丘住民の皆様に工事のご説明をさせていただきたいと考えております。

つきましては、下記の日程でご説明をさせていただきたく、お願い申し上げます。  
お忙しい中大変恐縮ですが、ご出席を賜りますよう御検討の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

工 事 名	(仮称)沖縄伊武部ビーチホテル計画
説明の日時	平成 28 年 12 月 14 日 (水曜日) 午後 7 時 00 分~8 時 00 分
場 所	希望ヶ丘集会場

## 説明会についての問い合わせ先

株式会社 FAN デザイン 担当 中川  
連絡先 090-4600-5046

平成 29 年 3 月 27 日

希望ヶ丘地区の皆様

株式会社ユーズリゾート沖縄

## (仮称) 沖縄伊武部ビーチホテル計画・本体工事着手のご挨拶

拝啓 春分の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本日はご多忙の中、貴重なお時間を頂戴し厚く御礼申し上げます。

さて、本件工事につきまして、平成 29 年 1 月より防災整地工事に着手致しましたが、来月 4 月からはホテル本体の工事へ着手することとなりました。

つきましては、本日はご近隣の皆様へのご挨拶とご説明を致したく存じます。

工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、なにとぞご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

## 記

## &lt;計画概要&gt;

(1) 名 称	(仮称) 沖縄伊武部ビーチホテル計画		
(2) 計 画 地	恩納村字名嘉真 1967 番 1 外		
(3) 敷 地 面 積	129, 528 m <sup>2</sup> (約 39, 182 坪)		
(4) 延 床 面 積	約 12, 700 坪		
(5) 施 設 内 容	客室 (360 室)、レストラン、プール、宴会場 他		
(6) 規 模	地下 1 階地上 10 階建		
(7) 駐車場台数	約 290 台 (従業員は除く)		
(8) 工 期	平成 29 年(2017 年)1 月から 平成 31 年(2019 年)4 月まで ※予定 ・防災工事 平成 29 年 1 月から 4 月まで ・土木・建築工事(本体工事) 平成 29 年 4 月から 平成 31 年 4 月まで		
(9) 開 業	平成 31 年(2019 年) 夏 ※予定		

■事業主 恩納村字名嘉真 2198-1 担当 村田 宜顕  
 株式会社ユーズリゾート沖縄 連絡先 03-3246-5779  
 代表取締役 雀部 優

■施工者 前田・國場 建設工事共同企業体 担当 後藤 正樹  
 伊武部ビーチ作業所 連絡先 098-967-7455 (4/1 から)  
 担当 西原 悟 (さいばら)  
 連絡先 0980-54-8575 (3/31 まで)

2017年3月27日

(仮称) 沖縄伊武部ビーチホテル計画 工事説明会

式 次 第

19:00 開 会

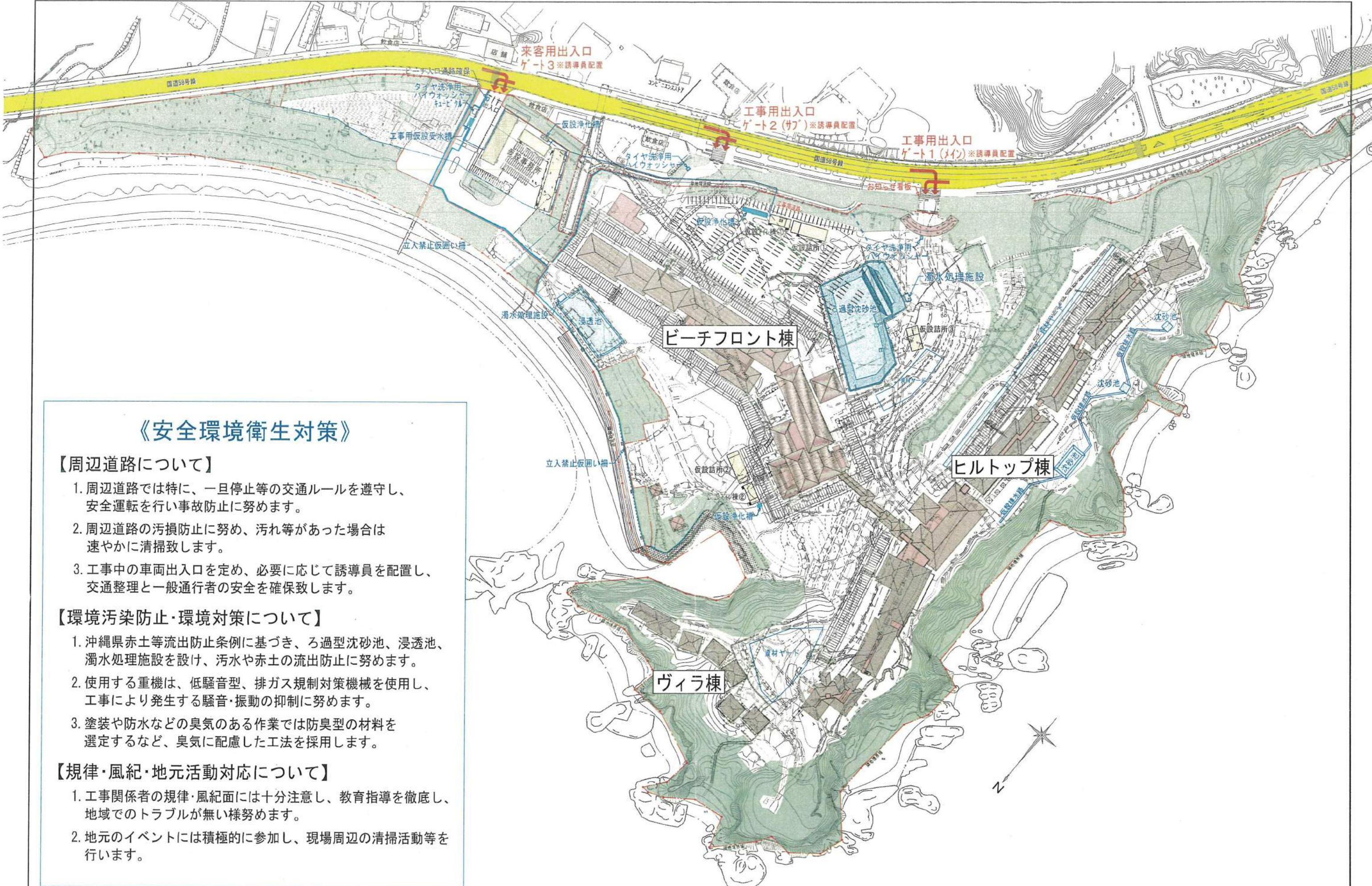
工事計画説明

事業説明

19:20 質疑応答

20:00 閉 会

出席者：(株)ユーズリゾート沖縄 取締役	中山 孝志
(株)ユーズリゾート沖縄 シニアプロジェクトマネージャー	薙野 順彦 (なぎの)
(株)ユーズリゾート沖縄 プロジェクトマネージャー	村田 宜顕
(株)FANデザイン 代表取締役	中川 光司
前田・國場 建設工事共同企業体 統括所長	永石 浩三
前田・國場 建設工事共同企業体 土木所長	西原 悟 (さいばら)
前田・國場 建設工事共同企業体 副所長	藤野 圭一郎



(仮称) 沖縄伊武部ビーチホテル計画 全体工程表(案)

本体工事期間 平成29年4月1日～平成31年4月30日

作成：前田・國場建設工事共同企業体 平成29年3月27日

